

令和4年2月14日
岩保育園 園長

新型コロナウイルスの感染症拡大防止のための岩保育園 における「一時預かり事業」の縮小について

日頃は、当園の保育運営に格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申しあげます。

先般、令和4年1月21日付け「新型コロナウイルス感染症拡大防止のための一時預かり事業の縮小について」において、「一時預かり事業の縮小」をお知らせさせていただきましたが、岐阜県に対する「まん延防止等重点措置」区域への指定が3月6日（日）まで延長されたことを受け、感染拡大を受け、1月17日（月）に岐阜県独自の「『第6波』非常事態宣言」を発出し、当園における「一時預かり事業」の利用目的について、引き続き下記のとおり対応させていただきますので、ご不便をおかけしますが、ご理解いただきますようお願いいたします。

記

1. 「一時預かり事業」を利用できる理由（縮小）

現 行

- ・お仕事の都合
- ・通院や治療
- ・看護
- ・学習
- ・免許取得
- ・資格取得
- ・冠婚葬祭
- ・引越し
- ・出産等
- ・育児に伴う心理的・肉体的な負担を解消するための諸活動

変更後

- ・お仕事の都合
(利用できない場合もあります)
- ・その他施設長がやむを得ないと認めたもの

2. 縮小して実施する期間

現時点では未定

※岐阜県の「まん延防止等重点措置」区域への指定が解除される予定の令和4年3月6日（日）以降の対応は、国や岐阜県からの要請等や状況を踏まえて検討します。